

井 告 示 第 2 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

井川町長 齋藤 多 聞



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

井川町7地域（東部1区、東部2-1区、東部2-2区、西部1-1区、西部1-2区、西部2-1区、西部2-2区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 6経営体

個人 78経営体

4. 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・水稲単一経営から複合化への転換、作物の高付加価値への取組及び新規就農を促進する。

・また、高齢等により離農する農家や規模縮小する農家の農地を今後中心経営体に集積する。